

東京 都 公 報

発行

東京都

目次

告 示

- 公共測量の終了（四件）……………一
…（都市整備局都市基盤部調整課）…
 - 公共測量の実施（四件）……………二
…（同）…
 - 建築基準法による道路の指定……………三
…（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）…
 - 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除…（環境局多摩環境事務所環境改善課）…三
- 告 示（選）
- 東京都における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数……………四
 - 東京都における選挙権を有する者の総数のうちの八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数……………四
 - 東京都議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）……………四

告 示（公）

公 告

- 政治団体の届出……………五
- 政治団体の届出事項の異動の届出……………七
- 政治団体の解散の届出……………一〇
- 資金管理団体の指定の届出……………三
- 資金管理団体の届出事項の異動の届出……………三
- 資金管理団体の取消しの届出……………四
- 駐車監視員資格者講習の実施……………五
- 開発行為に関する工事完了……………五
…（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）…
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………六
…（産業労働局商工部地域産業振興課）…

告 示

●東京都告示第千八百八十六号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、北区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年七月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 北区
- 二 測量の種類 公共測量（二級基準点測量、三級基準点測量及び四級基準点測量）
- 三 測量の区域 北区豊島六丁目、豊島七丁目、豊島八丁目、上十条五丁目、西が丘二丁目、赤羽西三丁目及び十条仲原四丁目各区内
- 四 測量の期間 令和三年五月十五日から令和四年三月十五日まで

●東京都告示第千八百八十七号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、北区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年七月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 北区
- 二 測量の種類 公共測量（二級基準点測量、三級基準点測量及び四級基準点測量）
- 三 測量の区域 北区滝野川一丁目、滝野川七丁目、田端四丁目、赤羽西二丁目、赤羽三丁目、岩淵町、豊島四丁目、上中里二丁目、西が丘二丁目、上十条二丁目、上十条三丁目及び上十条四丁目各区内
- 四 測量の期間 令和二年十一月四日から令和四年三月十五日まで

●東京都告示第千八百八十八号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年七月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
- 二 測量の種類 公共測量（基準点測量）

三 測量の区域 港区高輪三丁目及び高輪四丁目各地内
四 測量の期間 令和三年十二月二十三日から令和四年三月三十一日まで

●東京都告示第千八百九十号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年七月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 測量施行者 国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所

二 測量の種類 公共測量（UAV写真点群測量及びUAVレーザ測量）

三 測量の区域 江戸川区小松川一丁目、小松川二丁目、小松川三丁目、墨田区八広六丁目、東墨田二丁目、東墨田三丁目、葛飾区四つ木一丁目及び東四つ木三丁目各地内

四 測量の期間 令和三年十二月十七日から令和四年三月二十五日まで

●東京都告示第千九百十号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、昭島市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年七月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 測量施行者 昭島市
二 測量の種類 公共測量（基準点測量）
三 測量の区域 昭島市中神町、宮沢町、大神町及び築地町各地内
四 測量の期間 令和四年七月一日から令和五年三月三十一日まで

●東京都告示第千九百一十号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、板橋区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年七月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 測量施行者 板橋区

二 測量の種類 公共測量（用地測量）

三 測量の区域 板橋区成増二丁目及び成増三丁目各地内

四 測量の期間 令和四年六月十四日から同年九月二十二日まで

●東京都告示第千九百二十号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年七月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 測量施行者 国土交通省関東地方整備局荒川下流河川

二 測量の種類 公共測量（UAVレーザ測量）
三 測量の区域 葛飾区東四つ木一丁目及び東四つ木三丁目各地内
四 測量の期間 令和四年六月二十八日から令和五年二月二十八日まで

●東京都告示第千九百三十号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、足立区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年七月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 測量施行者 足立区

二 測量の種類 公共測量（基準点測量）

三 測量の区域 足立区千住橋戸町（西部）地内

四 測量の期間 令和四年七月一日から令和五年三月三十一日まで

●東京都告示第千九百四十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第四十二条第一項第四号の規定により、次のとおり道路を指定した。
なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

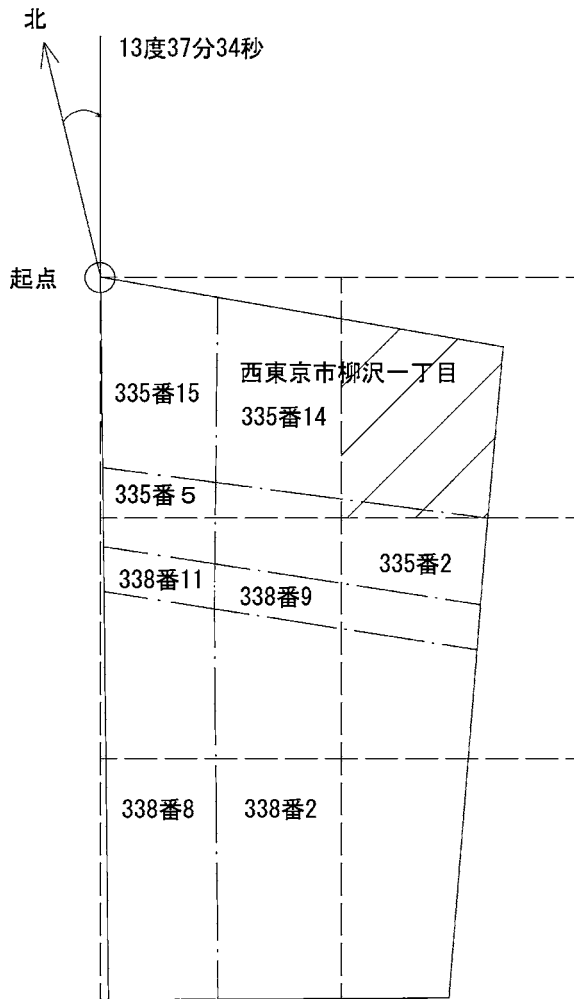
令和四年七月二十二日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員（単位メートル）
法第四十二条第一項第四号の規定による道路	令和四年六月二十七日	(一) 次に掲げる地番の全部 武蔵村山市榎三丁目十五番一地先、十七番一地先、三十二番三地先、三十四番十八地先、三十五番十七地先、三十八番十九地先、百八番三地先及び百十三番七地先 (二) 次に掲げる地番の一部 武蔵村山市榎三丁目十五番一、同番二、十七番一、同番十一、同番十二、同番十四、十八番一、同番四、同番五、同番七、二十番二、同番七から同番十まで、二十二番二、二十三番一、二十三番二十三、同番四十一から同番四十四まで、二十七	延長 八〇六・〇〇 幅員 〇・一〇 一四・〇〇
		番一、同番二、二十八番一、二十九番一から同番七まで、三十番二、同番三、同番七、三十一番一、三十二番三、同番四、三十三番十三、同番十四、同番十六、三十四番十八、三十五番一、同番二、同番四から同番八まで、同番十、同番十七から同番二十四まで、三十六番一から同番十まで、同番十五、同番十六、三十七番一から同番六まで、三十八番三、同番七、同番八、同番十、同番十四、同番十九、同番二十四、同番二十六、同番二十七、同番三十から同番三十三まで、同番三十五、四十二番二十三、七十番三、同番七、同番八、同番十、同番十八、百八	三、同番四、百九番一、同番四、同番七、同番八、百十三番六、同番七、百十六番五及び同番六
●東京都告示第千九十五号 土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条 第二項の規定により、令和三年東京都告示第千三百八十一号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。 令和四年七月二十二日 東京都知事 小 池 百合子 一 指定を解除する区域 別図のとおり（西東京市柳沢一丁目地内） 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去			

別図



【凡例】

- 単位区画線
—— 調査対象地
- - - 筆境界
指定を解除する区域

【起点】

起点は、西東京市柳沢一丁目
335番15の最北端とする。

【格子の回転角度（13度37分34秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

告 示（選）

●東京都選挙管理委員会告示第七十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による東京都における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

令和四年七月二十二日

東京都選挙管理委員会

二二九、五八〇

●東京都選挙管理委員会告示第七十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による東京都における選挙権を有する者の総数のうちの八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和四年七月二十二日

東京都選挙管理委員会

一、五三四、八七四

●東京都選挙管理委員会告示第七十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による東京都議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を

超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和四年七月二十二日

東京都選挙管理委員会

選挙区名
数

千代田区選挙区	18,124	選挙区名
中央区選挙区	46,270	数
港区選挙区	67,945	
新宿区選挙区	91,754	
文京区選挙区	61,579	
台東区選挙区	56,836	
墨田区選挙区	77,620	
江東区選挙区	137,364	
品川区選挙区	112,795	
目黒区選挙区	78,205	
大田区選挙区	169,342	
世田谷区選挙区	195,258	
渋谷区選挙区	64,269	
中野区選挙区	94,357	
杉並区選挙区	147,676	
豊島区選挙区	77,111	
北区選挙区	96,534	
荒川区選挙区	57,125	
板橋区選挙区	145,505	

練馬区選挙区	169,790	選挙区名
足立区選挙区	161,512	数
葛飾区選挙区	127,143	
江戸川区選挙区	159,663	
八王子市選挙区	145,613	
立川市選挙区	51,643	
武蔵野市選挙区	41,612	
三鷹市選挙区	53,008	
青梅市選挙区	37,492	
府中市選挙区	72,085	
昭島市選挙区	31,612	
町田市選挙区	120,415	
小金井市選挙区	34,658	
小平市選挙区	53,722	
日野市選挙区	52,232	
西東京市選挙区	57,262	
西多摩選挙区	68,756	
南多摩選挙区	67,088	
北多摩第一選挙区	85,848	
北多摩第二選挙区	57,178	
北多摩第三選挙区	89,959	
北多摩第四選挙区	53,733	
島部選挙区	6,933	

東京都選挙管理委員会告示第七十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六
条第一項（同法第六条の三の規定によりその例によること
とされる場合を含む。）の規定による政治団体の届出があ

ったので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称
等を次のとおり公表する。

令和四年七月二十二日

東京都選挙管理委員会

1 政党の支部

(1) 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	公職の種類 (第1号)
立憲民主党東京都第4区総支部	長妻 昭	庄嶋 孝広	大田区蒲田1-12-34	R4. 2. 10	○ 衆議院議員
立憲民主党東京都第13区総支部	長妻 昭	銀川 裕依子	足立区中川2-15-6	R4. 2. 10	○ 衆議院議員
立憲民主党東京都第17区総支部	長妻 昭	門脇 翔平	葛飾区立石8-47-18	R4. 2. 10	○ 衆議院議員

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体（その他の政治団体）

(1) 法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	公職の種類 (第1号)	公職の候補者の 氏名及び公職の種類 (第2号)
十一会	塚田 一郎	白石 光治	千代田区永田町2-2-1	R4. 2. 21	衆議院議員	塚田 一郎、衆議院議員

(2) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
阿部美砂とすずかけ会議	阿部 美砂	坂下 香澄	立川市砂川町1-13-29	R4. 2. 16
石山ひろあき後援会	石山 弘明	五十嵐 亮	多摩市関戸4-5-9	R4. 2. 21
SDGs中央	高橋 唱子	八尾 泰弘	中央区湊2-9-6	R4. 2. 7
清瀬を愛する会	澁谷 桂司	澁谷 恵美子	清瀬市中里4-800-4	R4. 2. 8
サルサ岩渕後援会	岩渕 政史	倉町 優子	世田谷区太子堂2-36-9	R4. 2. 24
市民の党	内海 聡	内海 聡	台東区台東4-22-9	R4. 2. 8
ずっと住みたい！町田の会	清原 理	小川 貫	町田市中町1-8-2	R3. 12. 20
選挙塾 風	泉 貴仁	大崎 俊英	千代田区神田神保町1-5	R4. 2. 16
まちづくりのエキスパート	清原 理	小川 貫	町田市中町1-8-2	R4. 1. 14
ゆきと原っぱ	原 由希	佐藤 美和子	立川市幸町5-52-7	R4. 2. 8

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党東京都荒川区第二十七支部	井口 真弓美	会計責任者の氏名	井口 真弓美	寺岡 佑児	R4. 2. 7
自由民主党東京都世田谷区第四十三支部	石川 直美	会計責任者の氏名	三上 けい子	大谷 英治	R4. 2. 21
自由民主党東京都第一選挙区支部	山田 美樹	会計責任者の氏名	中島 貴彦	荒谷 未夏	R4. 1. 1
自由民主党東京都第十三選挙区支部	土田 慎	主たる事務所の所在地	足立区梅島2-2-10	足立区中央本町4-1-18	R4. 2. 10
自由民主党東京都文京区第十九支部	市村 泰敏	主たる事務所の所在地	文京区本駒込4-16-10	文京区本駒込5-39-4	R3. 9. 24
日本維新の会衆議院東京都第20選挙区支部	前田 順一郎	主たる事務所の所在地	板橋区板橋1-31-8	東村山市栄町2-5-10	R4. 2. 1
日本共産党武蔵野三鷹地区委員会	山越 拓児	代表者の氏名	山越 拓児	平野 義尚	R4. 2. 1
		会計責任者の氏名	山越 拓児	平野 義尚	R4. 2. 1
立憲民主党東京都参議院選挙区第3総支部	塩村 文夏	主たる事務所の所在地	世田谷区世田谷4-18-3	目黒区柿の木坂3-11-4	R4. 2. 1
立憲民主党東京都第9区総支部	山岸 一生	主たる事務所の所在地	練馬区豊玉北6-18-8	練馬区石神井町7-1-14	R4. 2. 4
立憲民主党東京都第14区総支部	木村 剛司	主たる事務所の所在地	荒川区荒川6-20-15	墨田区東向島3-39-10	R4. 2. 19

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体（その他の政治団体）

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
浅草薬業政治連盟	秦 千津子	会計責任者の氏名	武井 まり	平田 幸子	R3. 4. 1
あしたの会	山本 貴生	代表者の氏名	山本 貴生	鈴木 英之	R3. 6. 22
		会計責任者の氏名	鈴木 英之	梅澤 照正	R3. 6. 22
新しい町田市政を創る会	吉原 修	代表者の氏名	吉原 修	老沼 正	R4. 2. 8
阿部光利後援会	阿部 光利	主たる事務所の所在地	台東区北上野2-5-3	台東区下谷2-23-4	R3. 4. 1
石川かずひろ友の会	石川 和広	主たる事務所の所在地	狛江市中和泉1-26-12	狛江市中和泉1-27-6	R4. 2. 17
維新政党・新風東京都本部	三浦 小太郎	会計責任者の氏名	森田 佐和子	多胡 義昭	R4. 1. 30
市村やすとし後援会	丸山 記久磨	主たる事務所の所在地	文京区本駒込4-16-10	文京区本駒込5-39-4	R3. 9. 24

●東京都選挙管理委員会告示第八十号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七

条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

令和四年七月二十二日
東京都選挙管理委員会

薄毛の方の人権を守る党	小林 宏	会計責任者の氏名	小林 宏	宮川 直輝	R4. 2. 24
江戸川区日本共産党後援会	小野寺 悟	代表者の氏名	小野寺 悟	盆子原 侑三	R4. 1. 16
		会計責任者の氏名	小永井 万知子	河野 行博	R4. 1. 16
太田あきひろ後援会	大木田 守	主たる事務所の所在地	北区王子2-30-4	北区王子2-32-7	R3. 10. 14
		国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体	R3. 10. 14
かけはしの会	石塚 弘子	代表者の氏名	石塚 弘子	久島 勇	R4. 1. 28
		会計責任者の氏名	宮間 勇気	高橋 靖	R4. 1. 28
葛栄会	伊藤 正治	会計責任者の氏名	佐藤 正美	徳増 欣胤	R4. 2. 21
川瀬さなえを応援する会	川瀬 砂奈江	主たる事務所の所在地	豊島区西巣鴨2-5-21	豊島区上池袋1-2-9	R4. 2. 7
木村広一励ます会	木村 広一	主たる事務所の所在地	中野区本町5-34-15	中野区本町3-30-5	R4. 2. 9
区政をかえよう目黒区民の会	小泉 一	代表者の氏名	小泉 一	松尾 信彦	R4. 2. 2
江東東税理士政治連盟	伊東 宏	会計責任者の氏名	山内 一義	吉川 和代	R3. 6. 18
幸福実現党葛飾後援会	平岡 幸夫	会計責任者の氏名	三浦 勇基	林 洋甫	R3. 8. 11
幸福実現党白金門前後援会	山崎 裕康	会計責任者の氏名	松山 幸寛	東 修一	R3. 12. 23
幸福実現党新宿後援会	清水 保夫	会計責任者の氏名	渡邊 央隆	池田 文子	R4. 1. 31
幸福実現党東京南部後援会	村岡 大輔	会計責任者の氏名	鬼塚 裕介	中崎 博文	R4. 2. 16
幸福実現党町田後援会	岩崎 雅仁	会計責任者の氏名	米津 綱枝	小島 有紀子	R4. 2. 5
小林市之友の会	小林 市之	主たる事務所の所在地	調布市小島町1-19-1	調布市佐須町2-10-12	R4. 2. 17
		会計責任者の氏名	吉川 貴司	渡辺 篤	R4. 2. 17
小林こうじ後援会	小林 浩司	主たる事務所の所在地	昭島市昭和町5-11-15	昭島市玉川町1-2-1	R4. 2. 25
桜井ただし後援会	桜井 正	会計責任者の氏名	桜井 康子	中村 俊一	R4. 2. 1
佐藤ひろと励ます会	佐藤 弘人	会計責任者の氏名	堀脇 浩二	久保 一郎	R4. 1. 24
塩村あやか後援会	塩村 文夏	主たる事務所の所在地	世田谷区世田谷4-18-3	目黒区柿の木坂3-11-4	R4. 2. 1

市民がつくる政治の会 東京支部	東岡村 弘樹	会計責任者の氏名	太田 久美子	井上 彩	R4. 2. 9
市民と恵子の緑会	荒内 晃子	代表者の氏名	荒内 晃子	野呂 恵子	R3. 12. 22
下村博文税理士後援会	奥積 賢一	代表者の氏名	奥積 賢一	彦久保 光弘	R4. 2. 2
昭尽会	長妻 昭	会計責任者の氏名	二瓶 真樹子	森柄 智子	R4. 2. 1
鈴木こうすけを励ます会	鈴木 康祐	主たる事務所の所在地	板橋区栄町 3 1 - 4	板橋区富士見町 3 2 - 1	R4. 2. 4
住みよい清瀬をつくる会	城田 尚彦	会計責任者の氏名	木下 みな子	西ヶ谷 京子	R3. 12. 2
すやま妙子友の会	須山 妙子	会計責任者の氏名	高橋 勉	神原 隆枝	R4. 2. 17
土田しん事務所	土田 慎	主たる事務所の所在地	足立区梅島 2 - 2 - 1 0	足立区中央本町 4 - 1 - 1 8	R4. 2. 10
土屋正忠後援会	秋本 正	主たる事務所の所在地	武蔵野市中町 2 - 6 - 5	武蔵野市中町 2 - 5 - 2 3	R4. 2. 1
つなぐプロジェクト台東	阿部 光利	主たる事務所の所在地	台東区北上野 2 - 5 - 3	台東区下谷 2 - 2 3 - 4	R3. 4. 1
手塚よしお後援会	手塚 仁雄	会計責任者の氏名	柿澤 雄太	渡辺 智士	R4. 2. 16
東京都医師政治連盟神田支部	遠藤 素夫	代表者の氏名	遠藤 素夫	林 久太佳	R3. 6. 28
東京都獣医師連盟	上野 弘道	代表者の氏名	上野 弘道	村中 志朗	R4. 2. 10
都民ファーストの会	伊藤 悠	代表者の氏名	伊藤 悠	荒木 千陽	R4. 2. 27
都民ファーストの会清水やすこ後援会	清水 康子	会計責任者の氏名	清水 康子	武田 祐子	R4. 2. 14
都民ファーストの会西多摩第一支部	清水 康子	会計責任者の氏名	清水 康子	武田 祐子	R4. 2. 14
中村あや後援会	藤井 彩	主たる事務所の所在地	目黒区東が丘 1 - 1 7 - 5	千代田区岩本町 2 - 1 6 - 1 4	R4. 2. 8
西村えみ後援会	西村 七緒	主たる事務所の所在地	墨田区向島 1 - 2 5 - 1 3	墨田区八広 2 - 2 4 - 4	R4. 2. 1
日本共産党本間まさよ後援会	大島 勲	代表者の氏名	大島 勲	笹沼 一雄	R4. 2. 1
ねんりんの会	山田 美樹	会計責任者の氏名	中島 貴彦	荒谷 未夏	R4. 1. 1
橋本弘山後援会	橋本 弘山	会計責任者の氏名	橋本 幸子	田村 勝美	R4. 2. 14
橋本ゆき後援連盟	橋本 侑樹	主たる事務所の所在地	渋谷区笹塚 2 - 4 1 - 6	渋谷区神南 1 - 6 - 5	R3. 12. 12
町田市政を新しくする会	老沼 正	代表者の氏名	老沼 正	深澤 勝	R4. 2. 8

民間教育推進政治連盟	佐藤 剛司	主たる事務所の所在地	大田区蒲田 5－2 6－8	渋谷区東 1－3－2	R3. 11. 5
本橋たくみ後援会	本橋 巧	会計責任者の氏名	郷間 裕子	本橋 美重子	R3. 12. 1
山岸一生後援会	山岸 一生	主たる事務所の所在地	練馬区豊玉北 6－1 8－8	練馬区石神井町 7－1－1 4	R4. 2. 4
山崎英昭を育てる会	山崎 英昭	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体	R3. 12. 31
山崎やすひろ後援会	田代 敏夫	代表者の氏名	田代 敏夫	比留間 市郎	R4. 1. 1
		会計責任者の氏名	中村 政義	島崎 正也	R4. 1. 1
山田忠良後援会	山田 忠良	主たる事務所の所在地	西東京市芝久保町 2－9－3	西東京市芝久保町 4－2－2 8	R4. 2. 3
ルネサスグループ連合社会活動委員会	網代 優次	代表者の氏名	網代 優次	北堀 雅弘	R4. 2. 28
		会計責任者の氏名	蘆田 靖弘	大矢 勇	R4. 2. 28

●東京都選挙管理委員会告示第八十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七
条第一項の規定による政治団体の解散の届出があったの
で、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり公
表する。

令和四年七月二十二日

東京都選挙管理委員会

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	解散年月日
日本維新の会衆議院東京都第9選挙区支部	南 純	R3. 12. 31
日本維新の会衆議院東京都第19選挙区支部	山崎 英昭	R3. 12. 31
れいわ新選組衆議院東京都第7区総支部	高橋 阿斗	R3. 12. 27

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者	解散年月日
池田ゆきお後援会	池田 幸生	R3. 12. 1
いその忠後援会	磯野 忠	R3. 12. 31
榎本はじめ後援会	榎本 一	R3. 12. 31
太田あきひろ後援会	大木田 守	R4. 1. 15
岸野智康後援会	岸野 智康	R3. 12. 31
憲法をくらしに生かす明るい東村山の会	岩間 弘	R4. 2. 13
幸福実現党田園調布後援会	落合 美和子	R4. 2. 10
幸福実現党練馬西後援会	加賀谷 一雄	R3. 12. 27
こがねい改革市民フォーラム	遠藤 圭司	R3. 12. 28
市民と恵子の緑会	荒内 晃子	R4. 1. 31
市民の声ねりま	岩瀬 剛史	R4. 1. 25
杉山ゆきお後援会	島田 雅由	R3. 9. 4
都民ファーストの会北区第一支部	林元 真季	R3. 12. 31
都民ファーストの会杉並区第二支部	鳥居 宏右	R3. 9. 30

都民ファーストの会鳥居こうすけ後援会	鳥居 宏右	R3. 9. 30
都民ファーストの会林元まき後援会	林元 真季	R3. 12. 31
都民ファーストの会府中市第一支部	藤井 晃	R3. 12. 31
梶央会	梶川 康二	R3. 12. 31

●東京都選挙管理委員会告示第八十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の指定の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和四年七月二十二日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
阿部 美砂	市議会議員	阿部美砂とすずかけ会議	立川市砂川町1-13-29	R4. 2. 10
石山 弘明	市議会議員	石山ひろあき後援会	多摩市関戸4-5-9	R4. 2. 15
岩渕 政史	区議会議員	サルサ岩渕後援会	世田谷区太子堂2-36-9	R4. 2. 22
高橋 唱子	区議会議員	SDGs 中央	中央区湊2-9-6	R4. 2. 3
塚田 一郎	衆議院議員	十一会	千代田区永田町2-2-1	R4. 2. 18

						●東京都選挙管理委員会告示第八十三号 政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十
資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日	
池尻 成二	いけさんと市民の声をつなぐ会	公職の種類	都議会議員	区議会議員、都議会議員	R3. 5. 31	九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。
石川 和広	石川かずひろ友の会	主たる事務所の所在地	狛江市中和泉 1－2 6－1 2	狛江市中和泉 1－2 7－6	R4. 2. 17	
出井 良輔	まちの未来をみんなで考える会	公職の種類	都議会議員	区議会議員	R3. 6. 16	
川瀬 砂奈江	川瀬さなえを応援する会	主たる事務所の所在地	豊島区西巣鴨 2－5－2 1	豊島区上池袋 1－2－9	R4. 2. 7	
木村 広一	木村広一励ます会	主たる事務所の所在地	中野区本町 5－3 4－1 5	中野区本町 3－3 0－5	R4. 2. 9	
小林 市之	小林市之友の会	主たる事務所の所在地	調布市小島町 1－1 9－1	調布市佐須町 2－1 0－1 2	R4. 2. 17	
小林 浩司	小林こうじ後援会	主たる事務所の所在地	昭島市昭和町 5－1 1－1 5	昭島市玉川町 1－2－1	R4. 2. 25	
塩村 文夏	塩村あやか後援会	主たる事務所の所在地	世田谷区世田谷 4－1 8－3	目黒区柿の木坂 3－1 1－4	R4. 2. 1	
鈴木 康祐	鈴木こうすけを励ます会	主たる事務所の所在地	板橋区栄町 3 1－4	板橋区富士見町 3 2－1	R4. 2. 4	
土田 慎	土田しん事務所	主たる事務所の所在地	足立区梅島 2－2－1 0	足立区中央本町 4－1－1 8	R4. 2. 10	
西山 賢	西山まさる後援会	公職の種類	都議会議員	市議会議員	R3. 6. 8	
橋本 侑樹	橋本ゆき後援連盟	主たる事務所の所在地	渋谷区笹塚 2－4 1－6	渋谷区神南 1－6－5	R3. 12. 12	
本橋 巧	本橋たくみ後援会	公職の種類	都議会議員	市議会議員	R3. 6. 1	

令和四年七月二十二日

東京都選挙管理委員会

山岸 一生	山岸一生後援会	主たる事務所の所在地	練馬区豊玉北 6－1 8－8	練馬区石神井町 7－1－1 4	R4. 2. 4
山崎 英昭	山崎英昭を育てる会	公職の種類	市議会議員	衆議院議員	R3. 12. 31
横尾 俊成	横尾としなりの会	主たる事務所の所在地	港区赤坂 2－1 7－6 4	港区赤坂 6－1 9－7	R4. 1. 20

●東京都選挙管理委員会告示第八十四号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。
令和四年七月二十二日
東京都選挙管理委員会

1 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
池田 幸生	池田ゆきお後援会	R3. 12. 1
梶川 康二	梶央会	R3. 12. 31
岸野 智康	岸野智康後援会	R3. 12. 31
鳥居 宏右	都民ファーストの会鳥居こうすけ後援会	R3. 9. 30
林元 真季	都民ファーストの会林元まき後援会	R3. 12. 31

告 示（公）		
●東京都公安委員会告示第237号 確認事務の委託等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）第8条の規定により、駐車監視員資格者講習（以下「講習」という。）を実施するので、同規則第6条の規定により次のとおり告示する。 令和4年7月22日 東京都公安委員会 委員長 山 口 徹 記 1 講習の実施日時 (1) 第1回 ア 講習 令和4年12月12日（月曜日）及び同月13日（火曜日）の2日間 午前9時から午後5時10分まで イ 考查 令和4年12月24日（土曜日） 午前9時30分から午前10時30分まで (2) 第2回 ア 講習 令和4年12月15日（木曜日）及び同月16日（金曜日）の2日間 午前9時から午後5時10分まで イ 考查 令和4年12月24日（土曜日） 午後2時50分から午後3時50分まで		
(3) 第3回 ア 講習 令和5年1月16日（月曜日）及び同月17日（火曜日）の2日間 午前9時30分から午後5時40分まで イ 考查 令和5年1月23日（月曜日） 午前10時から午前11時まで 2 講習の実施場所 (1) 第1回及び第2回 有明フロンティアアピル B棟5階会議室 江東区有明三丁目7番26号 (2) 第3回 東京ビッグサイト 会議棟6階会議室 江東区有明三丁目11番1号 3 講習予定人員 440名（予定人員になり次第締め切る。） なお、講習予定人員のうち、第1回及び第2回は各70名、第3回は300名とする。 4 申込手続 (1) 受付期間 令和4年11月1日（火曜日）から同月18日（金曜日）まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日を除く。 (2) 受付時間 午前8時30分から午後4時30分まで (3) 受付場所		都内各警察署交通課 (4) 申込書類 駐車監視員資格者講習受講申込書 1通（駐車監視員資格者講習受講申込書は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に定める休日を除く日の午前8時30分から午後4時30分までの間において、都内各警察署交通課において配布する。） (5) 受講手数料 20,000円（申込時に、警察署会計係又は会計厚生係において納入すること。） (6) 講習の実施日時及び実施場所の通知 申出者が受講する講習の実施日時及び実施場所については、受付期間が終了した後に決定し、申出者に通知する。 5 問合せ先 警視庁放置駐車対策センター企画運用係 電話 03 (3581) 4321 内線 7870-5123
公 告 開発行為に関する工事の完了について 都市計画法（昭和四十二年法律第15号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。 令和四年七月二十二日 東京都多摩建築指導事務所長 名 取 申 明		

開発区域又は工区に 含まれる地域の名称		許可を受けた者の 住所及び氏名
あきる野市草花字森山九百六 十二番一、九百六十三番及び 九百六十四番		西東京市芝久保町四丁目二 十六番三号 株式会社東栄住宅 代表取締役 佐藤 千尋
日野市栄町四丁目二十一番二 十三		立川市泉町九百三十五番地 の二十八 大和ハウス工業株式会社 支配人 稲村 敏伸
大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要に ついて		
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八 条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る 意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり 意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。		
令和四年七月二十二日		
一 店舗名	東京都知事 小 池 百合子	
二 店舗所在地	フレスポ若葉台EAST 稲城市若葉台二丁目一番地一	
三 設置者名	三井住友信託銀行株式会社	
四 意見		
ア 聴取者	稲城市長	
イ 概要	意見なし	
ウ 収受日	令和四年七月五日	
五 縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課 （新宿区西新宿二丁目八番一号）	
六 縦覧期間	令和四年七月二十二日から同年八月二十 二日まで。ただし、東京都の休日に関す る条例（平成元年東京都条例第十号）に	七 縦覧時間 定める休日を除く。 午前九時三十分から午後四時三十分まで。 ただし、正午から午後一時までを除く。

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三（五三二）一一一一（代）
郵便番号 163-8001
定価
本号 五〇円
一箇月 六、六〇〇円
（郵送料を含む。）
印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三（三八二）五二〇一（代）
郵便番号 113-0001

